木曽広域消防本部からお知らせ

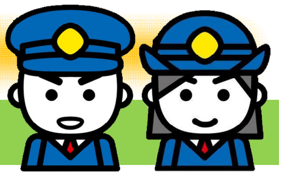

◇ 林野火災予防を目的とした注意報・警報の運用について

令和７年２月 26 日に岩手県で発生した大船渡市山林火災を受け、令和７年８月に消防関係法令が改正されることとなり、当広域連合においても国の通知を基に、林野火災予防のため、木曽広域連合火災予防条例を一部改正し、「林野火災注意報・林野火災警報」を令和８年１月１日から運用開始します。

「林野火災注意報・林野火災警報」について

○ 林野火災の予防上、注意が必要な気象状況になったとき、**「林野火災注意報」**を発令し、強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防の注意喚起を行うとともに、林野周辺の区域において住民等に「火の使用の制限」について**「努力義務」**を課すこととなります。

○ さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になったとき、**「林野火災警報」**を発令し、発令区域において住民等に「火の使用の制限」について**「義務」**を課すこととなります。

林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第 29 条の規定により、下記のとおり**「火の使用の制限」**がかかります。

（1） 山林、原野等において火入れをしないこと
（2） 煙火を消費しないこと （※ 煙火とは、花火の正式名称です。）
（3） 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
（4） 屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
（5） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて木曽広域連合長が指定した区域内において喫煙をしないこと
（6） 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

林野火災注意報・警報の発令基準について

林野火災注意報の発令基準は、気象庁ホームページに掲載されている木曽地域の雨量観測所における合計雨量を基に、１月 から５月までの期間に発令します。
林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令中に、強風注意報が発表された際に発令します。

		林野火災注意報	林野火災警報
発令基準（1月から５月までの期間中）		次の（①＋②）または（①＋③）に該当した場合 ① 前３日間の合計降水量が 1mm 以下 ＋ ② 前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下 ③ 乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令 ＋ 強風注意報が発表
規制	**区域**	連合長が指定する区域	
	内容	火の使用の制限について努めなければならない（努力義務）	火の使用の制限について従わなければならない（義務）
	罰則	なし	**30 万円以下の罰金又は拘留** （消防法第 44 条）
発令時の措置		・ 防災行政無線やホームページ等での広報 ・ 市町村及び消防団員への通報 など	・ 市町村等の各関係機関への通報 ・ 防災行政無線やホームページ等での広報 ・ 消防車両等による巡回広報 など

◇ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出について

火災予防条例に規定する対象行為に、たき火が含まれることを明文化しました。（火災予防条例第 50 条）
たき火等、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、消防署長に届け出なければなりません。届出書の提出は、消防署と各役場が火災ではないことを認知するための書類であり、**焼却等の行為を許可するものではありません**。

お問い合わせ先 木曽広域消防本部 ☎ 0264－24－3119 又はお近くの消防署